

特記仕様書

(明石市景観計画策定等業務委託)

1 適用範囲

本仕様書は明石市（以下「委託者」という。）が業務実施業者（以下「受託者」という。）に発注する「明石市景観計画策定等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は、明石市都市景観条例（以下「条例」という。）に掲げる「明石の歴史性及び地域性を活かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること」の実現に向けて、地域特性を活かした良好な景観形成を推進するため、景観法に基づく「明石市景観計画」（以下「景観計画」という。）の策定及び条例に基づく「明石市都市景観形成基本計画」（以下「基本計画」という。）の改定を目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約の翌日から令和7年3月31日までとする。

4 調査対象区域

本業務の調査対象区域は、明石市内全域とする。

5 管理技術者及び技術者

受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとする。また、各技術者は下記のいずれかの資格を有する者とし、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

- (1) 技術士（総合技術管理部門／建設－都市及び地方計画）
- (2) 技術士（建設部門／都市及び地方計画）
- (3) R C C M（都市計画及び地方計画部門）

6 準拠法令等

本業務は、本仕様書、明石市業務委託共通仕様書、契約書によるほか、次に掲げる法令、諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 景観法及び同施行令、同施行規則
- (2) 都市計画法及び同施行令、同施行規則
- (3) 建築基準法及び同施行令、同施行規則
- (4) 条例および同施行規則
- (5) 明石市屋外広告物条例及び同施行規則
- (6) 明石市上位関連計画
- (7) その他関係法令及び通達等

7 貸与資料

委託者は、本業務を実施するにあたり受託者から申請があったときは、必要な資料を貸与するものとし、受託者は、貸与された関係資料等について汚損、亡失等の無いよう厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は速やかに委託者に返納するものとする。

8 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的及び役割を把握するとともに、工程計画を立案し、計画策定の方針を整理する。また、本業務遂行に必要な資料、統計データ及び各種計画書等を収集・整理する。

(2) 基礎調査

基本計画の改定（平成22年度）以降の調査対象区域における建築の動向や土地利用の状況など、景観の変化について現状を把握（5ヶ所程度の現地調査含む）するとともに、今後の課題を整理する。

(3) 現況調査

令和元年度から令和5年度までの5年間に於いて届け出された以下の建築物等の壁面及び屋根の明度及び彩度について整理し、原案における課題の抽出や新たな制限を検討する基礎資料を作成する。

① 条例第16条第1項第1号に規定する規則で定める建築物等（大規模建築物等）

※120件程度とし、マンセル値データ（Excel）の貸与可。

② 明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例第2条第1項第6号に規定する「中高層建築物」または同項第8号に規定する「特定規模建築物（①を除く）」

※20件程度とし、実地測定による色彩調査を行うこと。

(4) 市民意識調査の分析

委託者が実施する市民意識調査の結果をもとに、景観に関する市民の満足度や重要度、景観阻害要因等を分析する。

(5) 景観計画案の作成

委託者が保有する原案について整理した現状と課題に基づき、明石市にふさわしい景観計画の案を作成する。

(6) 基本計画改定案の作成

整理した現状と課題及び（5）で作成した案に基づき、基本計画の時点修正案を作成する。

9 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、着手時及び納品時のほか、委託者と受託者は適宜密接に連絡

をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、打合せを行った際は、受託者が委託者に書面（打合せ記録簿）を提出し、相互に確認しなければならない。

10 業務完了

受託者は本業務完了後、速やかに成果品を委託者に提出し、完了検査を受け、検査合格をもって業務完了とする。

11 成果品

本業務の成果品は下記に示すとおりとする。

(1) 業務報告書	: A 4	1 部
(2) 景観計画（案）冊子	: A 4 カラー	1 部
(3) 景観計画概要版（案）冊子	: A 3 カラー（中折り 2 面）	1 部
(4) 基本計画（案）冊子	: A 4 カラー	1 部
(5) 基本計画概要版（案）冊子	: A 3 カラー（中折り 2 面）	1 部
(6) (2)～(5) Word データ	: C D－R	1 部
(7) その他関連資料（調査資料、議事録）		1 式

12 成果品の瑕疵担保

成果品の瑕疵担保期間は契約満了から 1 年間とし、データ不良またはプログラム不良による成果品の再作成及び修正を保証するものとする。

13 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、業務履行中及び業務完了後においても、第三者に漏洩してはならない。

14 その他

本仕様書に記載のない事項、並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者担当者と協議の上、その指示に従うものとする。